

地方独立行政法人神奈川県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

1 改正の趣旨

一般職員について、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、当該一般地方独立行政法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮した結果、県人事員会勧告の内容を参考に、本機構で検討した結果、給料表の引上げは令和2年2月1日から、期末勤勉手当については、令和2年度から県と同様の改正を行うこととした。

それを受けて、役員報酬規程についても「国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績その他の事情を考慮」した結果、神奈川県の特別職の期末手当の支給月数引上げの改正内容を参考に本機構で検討し、県に準じて改正することとした。

併せて、常勤の役員の給料月額について、給与改定の状況等も踏まえて、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間、減額の措置を行うこととし、規程を改正した。

2 令和2年度改正の内容

令和2年度改定の内容

(1) 期末手当の支給月数を以下のとおり改定する。

令和2年度期末手当	現行	改正
6月期	1.675月	1.7月
12月期	1.675月	1.7月

(2) 理事長及び副理事長の給料月額を次のとおり改定する。

ア 理事長の給料月額

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における理事長の給料の月額について、100分の20に相当する額を減ずる。

イ 副理事長の給料月額

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間における副理事長の給料の月額について、100分の5に相当する額を減ずる。

3 施行期日等

令和2年4月1日

4 その他

役員報酬規程中の規定により、令和元年度の常勤役員の報酬について減額(給料月額：理事長5%(7月から3月まで)、12月期末手当(理事長10%、副理事長5%))をしたところだが、令和2年6月及び令和2年12月の期末手当について、次のとおり、減額の措置を行うこととした。

(1) 理事長に係る期末手当の額を、100分の10に相当する額を減じた額とする。

(2) 副理事長に係る期末手当の額を、100分の5に相当する額を減じた額とする。